

盛岡広域環境組合 第3回「施設整備検討委員会」議事録

開催日時：令和6年1月11日（木）

開催時間：午後2時00分～午後3時35分

開催場所：岩手県民会館

4階 第2会議室

傍聴者：一般傍聴者10名

報道機関：3社（3名）

1 開会 【事務局（菊池総務課長）】

2 あいさつ 【事務局（小原環境部長）】

【事務局（菊池総務課長）】

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、ここからは委員長に議事を進めていただきますと思います。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

3 議事

【伊藤委員長】

伊藤です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思います。次第の3番、議事に移ります。

（1）検討委員会の議題及びスケジュール

【伊藤委員長】

まず、（1）番の検討委員会の議題及びスケジュールについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

盛岡広域環境組合事務局の藤原でございます。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールについて、御説明いたします。

資料1を御覧ください。この資料では、本日御審議いただきます議題につきまして、全体スケジュールの中での位置等を御確認いただければと思います。

2ページを御覧ください。委員会の想定開催日及び議題について、表にまとめたものになります。本日は第3回で、太枠で囲んだ部分になります。施設規模（変更）、ごみ処理方式（二次選考）、公害防止基準値、施設配置・動線に係る考え方及び煙突高についての審議をお願いいたします。

第4回目以降の委員会の開催日及び議題は表に示すとおりとなりまして、第8回の施設整備基本計画（最終版）の協議までを予定してございます。

次に、3ページを御覧ください。こちらは、御説明いたしました施設整備検討委員会のスケジュールを項目ごとにバーチャートで示してございます。本日は、令和6年度1月、③となります。御確認いただければと思います。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールに関する説明は以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。委員会の議題とスケジュールについて説明いただきましたけれども、御意見・御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように確認させていただいたということにさせていただきます。

（2）協議事項

①施設規模について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項の（2）番の協議事項の方に入りたいと思います。早速ですが、①番の「施設規模について」、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料2、「施設規模について」、御説明いたします。2ページを御覧ください。

初めに「1 施設規模（変更前）」ですが、前回の委員会では、新たに整備するごみ処理施設における施設規模459t/日と設定させていただいたところであります。この施設規模の算定に当たっては、令和14年度の計画年間ごみ処理量を12万932t/年と推計し、365日で

除した計画年間日平均処理量331.3t/日を、環境省の通知に基づく暫定式による実稼働率0.795で除した417t/日に災害廃棄物分10%を上乗せした459t/日を施設規模とお示したところであります。

次に3ページを御覧ください。こちらは、「2 施設規模(変更後)」になります。現在、当組合において策定を進めております一般廃棄物ごみ処理基本計画におきまして、各市町が、ごみの減量化・資源化施策の推進をさらに取り込むこととして、ごみの排出量を一層減量することを目的に、資源物を含むごみ排出量推計値を14万3,103t/年から13万9,073t/年に変更となったものでございます。

次に4ページを御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、ごみ排出量の推計値を変更したことにより、計画年間ごみ処理量も変更となることから、再計算しますと、計画年間ごみ処理量は11万5,386t/年、365日で除した計画年間日平均処理量は316.1t/日となります。この316.1t/日を、環境省の通知に基づく算定式による実稼働率0.795で除した398t/日に災害廃棄物分10%を上乗せした438t/日が今後の施設規模となり、第2回検討委員会でお示した459t/日からは21t/日縮小となります。組合といたしましては、高騰している建設費等の縮減が見込まれることから、施設規模を縮小した438t/日に設定したいと考えているところでございます。

「施設規模について」に関する御説明は以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。新たに試算したところ、ごみの処理量が減少して変更になるという御説明でしたけれども、これについて、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。柳井委員。

【柳井委員】

構成市町が減量施策に取り組むというのは、具体的にはどのような、つまり減量しようということはいいですけれども、ごみというのはなかなか難しいものですから、どのように議論がされたのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局(藤原施設課長)】

お答えします。ごみの処理量については、各市町の一般廃棄物処理基本計画で減量目標値というのが定まっております、組合でも、その目標値を積み上げた形での推計値の設定ということで考えております。

具体的な各市町さんにおける取組については、今後、プラごみとの関係性、製品プラも

入ってきますけれども、それらの分別回収、資源化につなげる方法としてはもちろん考えてございますし、各市町それぞれの、より一層の計画、施策を推進するといったことから、今回のごみの減量については、一步踏み込んだ形で減量して進めたという形で考えております。

以上であります。

【柳井委員】

わかりました。

【伊藤委員長】

少し高めの目標を立てたということで。

下斗米委員、お願いします。

【下斗米委員】

変更することによって予算が縮小するというふうなお話でしたけれども、変更した後、予算の縮小分というのはどの程度なものなんですか。私たち民間から考えると、災害廃棄物等のことも考えれば、ある程度余裕を持った形でいったほうがいいんじゃないかなというふうな気がするんですけども、その辺、いかがなんでしょう。

【伊藤委員長】

事務局の方からお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

施設規模の試算に当たっては、一応トン当たり幾らかというのを試算して行っております。現段階では、ストーカ炉とした場合の試算とすれば、トン当たり6,300万円というふうに試算しております。なので、6,300万円掛ける小さくした分21t/日ということで、大体13億円ぐらい縮減されるといったような形になっているということでもあります。

【下斗米委員】

わかりました。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

【下斗米委員】

結構です。

【伊藤委員長】

今のトン当たりの値段は、1日当たりのあれですね。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。

【伊藤委員長】

ほかにいかがでしょうか。小野委員、お願いします。

【小野委員】

前回の委員会の後、事務局の方から各市町の分別のリストというのを送っていただいたんですけども、今の減量に当たってのものでも、そういったものを進めるということなので、どこもやってないものをこれから新たに分けるというのは時間もかかるし、実際それが実現可能かどうかという問題はあると思うんですけども、既に関係市町が分けているものについては、なるべくそれを、よりほかの市町、まだやってない市町にも広げるような形で、最終的にはどこも同じように、今まで分けていたものが分けなくてもよくなったという町がないような形で資源化に取り組んでいただけたらと思っております。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

すみません、御意見かなというふうに捉えております。構成8市町の3Rを進めるためには、8市町協定は結んでいるわけですけども、いずれ、今進んでいる分別の方法については、そのまま継続していただくということになっておりますし、新たな焼却施設の建設の部分については、盛岡市の焼却の受入基準に合わせていくといったようなことで協定はしているという現在の状況であります。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、施設整備変更のところで御賛同いただいたということにさせていただきますと思います。

②ごみ処理方式に係る二次選考について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項の②番、「ごみ処理方式に係る二次選考について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料3、ごみ処理方式に係る二次選考について、御説明いたします。2ページを御覧ください。

初めに、「1 ごみ処理方式の選考・評価の流れ」になります。新たに整備するごみ処理施設におけるごみ処理方式は、全てのごみ処理方式を対象といたしまして、表及びフロー図に示すように、3段階に分けて選考いたします。

本日の第二次選考では、一次選考で抽出したごみ処理技術を対象に、検討対象とするごみ処理方式を設定し、施設整備に係る基本方針から設定する評価項目・基準より選考いたします。なお、二次で選考した方式によりまして、事業者への技術依頼を実施するというふうに考えております。

3ページを御覧ください。こちらは、前回の第2回委員会で協議いただいたごみ処理方式の評価（第一次選考）になります。一次選考では、実績数、施設規模、分別区分の3つの選考条件をもとに、組合にとって現実的ではないごみ処理技術を除外しまして、単独の処理技術である「焼却方式」及び「ガス化溶融方式」、組み合わせでの処理技術である「メタンガス化（乾式）」の3つの技術を選考したところであります。

次に4ページを御覧ください。こちらは「3 ごみ処理方式の評価（二次選考）」になります。「(1) 第二次選考の目的」ですが、第一次選考により選考された、既存施設で採用され、処理技術として既に確立された「焼却方式」及び「ガス化溶融方式」と、近年事例が出てきている新しい処理方式、「メタンガス化（乾式）」の3つの技術のうち、「メタンガス化（乾式）」を、本組合の処理方式として採用するか否かを主に検討することを目的とするものであります。

「(2) ごみ処理技術の組み合わせの検討」ですが、3つのごみ処理方式のうち、焼却方式、及びガス化溶融方式の施設規模は、438t/日と設定いたしました。また、メタンガス化（乾式）、コンバインド方式になりますけれども、施設規模について算定したところ、メタンガス化の施設規模は60t/日、焼却施設は412t/日となり、焼却施設の施設規模は、焼却方式及びガス化溶融とあまり変わらない規模と算定されました。

次に、5ページを御覧ください。先ほど御説明いたしましたコンバインド方式の施設規模についての算定方法について、詳しく御説明いたします。

初めに、メタンガス化施設の施設規模については、国の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」によると、焼却施設規模の10%以上とされております。ここでは、

全国事例における最大の施設規模をもとに、60t/日として検討することといたします。

次に6ページをお願いします。こちらは、同マニュアルに示されているマテリアルバランスフローをもとに焼却施設の施設規模について算定した表と処理のフローを図示したものに なります。①の可燃ごみ316t/日のうち、メタン発酵のために、②67.4t/日が選別前処理設備に投入され、③47.7t/日が発酵対象物としてミキサーにより希釈水と混ぜ合わせ、⑤105.7t/日の発酵によりバイオガスが発生する仕組みとなります。また、①の可燃ごみ316t/日のうち、⑩248.7t/日は④の選別残さ、⑦の脱水固化物、⑨の脱水汚泥とともに、⑪の297.5t/日が焼却施設に投入されるという量になるものであります。

次に7ページを御覧ください。メタンコンバインド方式の焼却処理の施設規模は、先ほど6ページの⑪297.5t/日をもとに、環境省に通知に基づく算定式による実稼働率0.795で除した374t/日となり、これに災害廃棄物分の10%を上乗せした412t/日が焼却施設の施設規模となるものであります。

次に、8ページを御覧ください。「(3) ごみ処理方式の評価方法」ですが、評価に当たっては、第2回検討委員会で御協議いただいた施設整備に関する基本方針を参考に、評価項目、評価内容、評価基準を設定いたしました。

ここで、A3の別紙①を御覧ください。1ページの表になりますが、左の欄に、1「安心・安全」「周辺環境保全」、2「廃棄物エネルギーの有効活用」「二酸化炭素排出抑制」、3「地域づくりへの寄与」、4「防災」「環境学習」、5「経済性・効率性」及び6「その他」の評価項目を設定し、それぞれに評価内容、評価方法、評価基準を設定いたしました。

次に、資料3の8ページに戻っていただきまして、「(4) ごみ処理方式の評価」になります。すみません、再度A3の資料の2ページと3ページの別紙②を御覧ください。検討対象とした3つのごみ処理方式を評価した結果を表に示したものとなります。ここでは、評価が分かれるなど、主な評価項目について御説明いたします。

基本方針1、「安心・安全」ですが、県内及び全国における導入実績数は、焼却のストロー方式が一番多く、次に焼却の流動床式、ガス化溶融のシャフト炉、ガス化溶融の流動床式、ガス化溶融のキルン式、メタンコンバインド方式の順となっております。

焼却方式は、導入実績も多く、稼働年数が30年以上と長いことから、信頼性が高く、またガス化溶融方式も、焼却方式と比べると、導入実績数は少ないですが、採用数はあり、稼働年数も20年以上と信頼性もあるものと評価しております。一方で、メタンコンバインド方式は、新しい技術であることから、事例数が少なく、稼働期間も短いことから、処理

技術の信頼性は判断しがたいものとして評価しております。

基本方針2の「廃棄物エネルギーの有効活用」ですが、「エネルギー効率」については、表の記載の理由により、焼却方式を「○」、ガス化熔融方式及びメタンコンバインド方式は「◎」と評価しております。

また、「二酸化炭素排出抑制」については、焼却方式とメタンコンバインド方式を「○」と評価し、ガス化熔融方式は、2つの方法と比較すると、特にシャフト炉ではCO₂の排出増が見込まれることから、「△」の評価とします。

次に、A3資料の3ページを御覧ください。基本方針5、「経済性・効率性」ですが、「建設費」及び「運営・維持管理費」とともに、焼却方式、ガス化熔融方式、メタンコンバインド方式の順に評価が決まる形となります。特にメタンコンバインド方式は、焼却施設に加え、メタン化施設やメタン発酵槽、ガスホルダーを設置する必要があり、焼却施設の2施設分程度の面積も必要となるため、「△」評価としました。

また、6、「その他」ですけれども、「発生残さの有効利用性」についても評価対象としました。現段階では、評価は記載のとおりですが、今後の検討部分でもあることから、3方式とも同じ評価としました。

続きまして、資料3に戻っていただき、9ページを御覧ください。「ごみ処理方式の選考」になります。ごみ処理方式につきましては、別紙2、A3資料の評価の結果、次に示す考え方により、「焼却方式（ストーカ式、流動床式）」及び「ガス化熔融方式（シャフト炉式、流動床式）」の2種類（各2方式）を評価し、提案するものであります。

理由といたしましては、焼却方式（ストーカ式、流動床式）及びガス化熔融方式（シャフト炉式、流動床式）は、それぞれ実績も数十件以上と多く、稼働年数も20年以上と長いことから、処理技術の信頼性及び長期安定性に有利であると考えます。

メタンガス化を行うごみ処理システムは、近年増えてきた複合技術であり、焼却方式と比較すると、稼働実績が6件と少なく、稼働年数も10年以内と短いことから、技術は改良されている途中であります。本組合では、ごみ処理サービスの停止は避けなければいけないため、現時点では採用は時期尚早と判断したいと考えるものであります。

また、メタンガス化を行うごみ処理システムは、焼却施設に加え、メタンガス化施設の追加が必要となることから、焼却方式等よりも建設費や維持管理費が高くなり、実質負担額が増える可能性があります。また、焼却施設のほか、メタン発酵槽やガスホルダーを設置する必要があるため、焼却施設の2施設分程度の面積が必要となるというものであります。

す。

次に、10ページを御覧ください。「4 ごみ処理方式の評価（第三次選考）」になりますがけれども、第三次選考では、二次選考で選考されたごみ処理方式を対象に、プラントメーカーへの技術情報、見積設計図書を依頼します。各プラントメーカーからの回答をもとに、発電・売電量、二酸化炭素排出量、発生する残さなどを最終評価し、ごみ処理方式を選考する予定としております。

なお、ごみ処理方式は、プラントメーカーが提案したい方式で提出を受ける予定としております。

「ごみ処理方式に係る二次選考について」に関する御説明は以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。前回の第一次選考では、焼却、ガス化溶融、コンバインド方式の3つが選ばれたんですけれども、今回の第二次選考では、幾つかの評価項目に基づいて、焼却方式とガス化溶融方式の2方式をまずはここで選考したいというのが事務局の方からの御提案になりました。

これにつきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。柳井委員。

【柳井委員】

今回は、コンバインド方式について、特にどうするか意見をいただくということですがけれども、その前に細かい点ですが、従来型の焼却とガス化溶融について、評価基準、A3の1ページ、5番の「経済性・効率性」のところの「運営・維持管理費」の「○」で、「ノウハウに基づく維持管理の低減が可能であるが」はいいですが、その後、「使用燃料による費用増の懸念がある」というのは、若干唐突な文章で、後を見れば、シャフト炉のことでしょうけれども、「燃料」という言い方がいいかどうか、コークスが燃料と称していいかどうか。

それから、焼却について、A3の2ページ目のエネルギーの利活用で、エネルギー効率は向上するけれども、灰溶融を設置する場合には減少するとあって、それで評価が、「○」になっている。多分、溶融をしなければ「◎」で、溶融をすると「○」というようにも読める。総合すると、「○」というのもわからないわけではないですが、後々考えたときには、1個に決めるのはいかがかと思いました。

それから、同じ項目で、シャフト炉式では実際燃料になるので、発電量が増えるし、CO₂も増えますが、先ほど言ったようにコークスが「燃料」という表現で構わないですか。

それで、その場合に、燃料を使って発電したので「◎」というのはいいのでしょうか。今回のメインテーマではないですけれども、次回以降、議論していただければと思います。

それから、コンバインド方式については、この規模感でいうと、私は外してもよろしいかと思えます。というのは、もともとメタンガス化というのが、廃棄物で生ごみが多いと水が多くて、小さい規模になると熱も回収できなくて発電もできないという中で、70 t、50 t以下でもメタンガス化にすることによって、ガスエンジン等で発電できるということです。この規模においても（メタンガス化は）確かに計算上、効率がいいですけれども、資料のとおり、施設も大きくなり、思ったほどは焼却規模が下がらないという意味では、基本的には資料どおりと思えます。私の意見は以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。事務局の方から、最初の部分で補足がございましたら、お願いしたいと思うんですが。

【事務局（藤原施設課長）】

文言の部分の御指摘だったと思えますけれども、確かに、事務局内でもさまざま議論は、表現についてはあったところではありましたけれども、柳井委員さんの御意見も踏まえまして、次回以降になるかと思えますけれども、精査して進めてまいりたいと思えます。

コンバインドの方は、御意見を頂戴したということになります。ありがとうございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、二次選考としては、焼却とガス化溶融の2つを残すということで行かせていただきたいと思います。

それでは、続けてよろしいですかね。

③公害防止基準値について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項の③番の方に移ります。公害防止基準値について、事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料4になります。公害防止基準値について、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。初めに「1 公害防止基準値の設定に係る基本的な考え

方」になります。公害防止基準には、排ガス基準のほか、騒音、振動、悪臭、排水があります。特に排ガス基準の設定に当たっては、新ごみ焼却施設と一番規模が近く、自主規制値が県内で最も厳しい盛岡市クリーンセンターを比較対象としております。なお、排ガス以外の、騒音、振動、悪臭、排水に関しては、各種法令・県条例を基本として設定します。

次の3ページから8ページまでは、「2 公害防止基準値の整理」になります。まずは3ページを御覧ください。そちらには、「①排ガス」における「ばいじん」等の項目ごとの法令規制値を示しております。

次に4ページを御覧ください。こちらは、「②騒音」及び「③振動」における法令規制値をそれぞれ示してございます。

次に5ページをお願いします。こちらは、「④悪臭」のうち、敷地境界線における法令規制値を示してございます。

次に6ページをお願いします。こちらは、「④悪臭」のうち、排出水中における法令基準値を示しております。また、排水に関しては、プラント排水は排水処理を行った上で下水道放流、またはクローズド方式とし、雨水排水以外は近隣河川への排出は行わないものとして考えております。

次に7ページを御覧ください。こちらには、比較対象とする盛岡市クリーンセンターにおける、排ガス、騒音、振動及び悪臭の自主規制値を掲載しております。

次に8ページをお願いいたします。こちらは、県内のごみ処理施設における排ガス自主規制値をまとめた表となっております。表の下の方ですけれども、集計の中段部分にある「最も厳しい規制値」を御覧いただきますと、盛岡市クリーンセンターは、ダイオキシン類以外の自主規制値は、全て最も厳しい自主規制値となっております。

次、9ページにまいります。「3 排ガス処理対策」になります。こちらには、主な排ガス処理の方法について掲載しております。

次に10ページをお願いいたします。こちらは、盛岡市クリーンセンターにおける排ガス処理対策について、表の項目とパンフレットの図面とともに示してございます。

次に11ページをお願いします。「4 排ガス自主規制値の検討」になります。新ごみ焼却施設における排ガスの自主規制値の設定に当たっては、全国的にも厳しい自主規制値である盛岡市クリーンセンターを比較対象として、周辺住民や環境への配慮を基本に設定しますが、自主規制値を低減でき、費用対効果も考慮した自主規制値を設定してまいります。

まず、ばいじんにつきましては、盛岡市クリーンセンターと同様に、ろ過式集じん器、

バグフィルタを採用して、自主規制値は同じく $0.01\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ とします。

次の硫黄酸化物及び塩化水素については、湿式法を採用することとして、自主規制値は、こちらも同等の 10ppm とします。

次に、窒素酸化物については、薬品を噴霧する無触媒脱硝法を導入することとして、自主規制値は盛岡市クリーンセンターよりもさらに低い 50ppm とします。

次に、水銀については、ばいじんと同様に、ろ過式集じん器で除去することとして、自主規制値は法令基準値である $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ とします。

最後にダイオキシン類については、燃焼制御法のほか、ろ過式集じん器を基本に、活性炭吹き込みなどで、ばいじんと併せて除去することとして、自主規制値は盛岡市クリーンセンターよりもさらに低い $0.05\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ とします。なお、ろ過式集じん器や湿式法、無触媒脱硝法等については、9ページの表により御確認いただければと思います。

次に12ページを御覧ください。排ガス自主規制値のまとめになりますが、先ほど御説明した自主規制値案を満足するために、バグフィルタの設置による、ばいじん、ダイオキシン類、水銀の除去。湿式法による酸性ガスの除去、硫黄酸化物及び塩化水素の除去と、燃焼制御法及び無触媒脱硝法による窒素酸化物の除去などの対策を基本として、事業者から技術提案を受ける予定としてございます。

また、今回整備するごみ焼却施設から排出される排ガスの濃度は、基本的に常時公表してまいると考えてございます。

次に、13ページと14ページを御覧ください。排ガス自主規制値以外の、騒音、振動及び悪臭に関する公害防止基準値の設定ですが、新ごみ焼却施設建設地は、都市計画法上の市街化調整区域であることから、建設地と同様に市街化調整区域に位置している盛岡市クリーンセンターを基本として、同等の公害防止基準値を設定することとしたいと考えてございます。

公害防止基準値についての説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。公害防止基準値について、できるだけ厳しい値で設定するという御説明がありました。これにつきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。前田委員。

【前田副委員長】

1点質問させていただきます。硫黄酸化物の処理方法についてなんですけれども、現行の盛

岡市クリーンセンターでは半乾式法を採用されていて、今回の新施設については湿式法を採用されるということだったんですが、現在の施設、半乾式法で、相応の成果が出せているように見えたんですが、それをわざわざ費用のかかると見込まれる湿式法に今回採用しようという意図は何なんでしょうか。そこだけ教えてください。

【事務局（藤原施設課長）】

基本的な考え方ということでありまして、まず低く設定するものは設定したいんだということ考えておられて、その中で、あまり費用をかけずにできるものは、そのとおりやって下げていきたいということ考えているところが基本的な考え方でありまして。

【前田副委員長】

すみません、書類を見る限りは、湿式法の方がコスト増になるような心証を受けたんですが、御説明をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

委員長、コンサルタントからでいいですか。

【伊藤委員長】

はい。補足説明をお願いします。

【八千代エンジニアリング】

すみません、ただいまの質問ですけれども、国の方で、そちらに※1で書いているんですが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」というものが出されております。資料の11ページの「排ガス自主規制値の検討」のところになるんですが、SO_xのところ、設計要領をもとにすると、10ppmの場合は乾式法での対応は困難で、湿式法でということが書いてあります。ですので、今は湿式法ということで設定をしております。

ただ、おっしゃったように、半乾式法というのがありますし、事例としては乾式法というのも実際はありますので、そのあたりは、今後のメーカーさんの設計図書の依頼のときにできるかどうかという点も含めて聞いていくことを考えております。

【前田副委員長】

はい、理解しました。ありがとうございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

関連ですけど、交付金は、洗煙設備（湿式処理）の分は出ないわけです。現在、クリーンセンターが10 p p mでやっている中で、あえて湿式を入れるというのは、自腹でやるということですよ。そこを踏まえてやるのかというのがあります。

クリーンセンターでは、スラリーかわかりませんが、いずれにしても、乾式に近い方式です。それでできているにもかかわらず、あえて湿式を入れるというのは、なかなか判断が難しい。これは、ずっと使いますからね。維持管理も含めて、初期投資もかかるし、ずっとお金がかかってくるんです。薬剤は、苛性ソーダ等も含めて莫大にかかってくるので、排水は大量に出てくるわけです。現在のクリーンセンターができているにもかかわらず、「設計・性能指針」の10 p p mの話で湿式処理とするのはいかがかと思います。

それから、もしそうであったとしても、クリーンセンター以外は、排出基準がずっと上です。塩化水素の排ガス規制値430 p p mは、一般的な煙突高さからこの濃度で排出される場合には、環境影響というのはないといいますか、労働環境の基準よりもずっと下だということですが、塩化水素はごみ焼却に特有なものですから、厳しくやっているわけです。

逆に言ったら、10 p p mがいいかどうかです。クリーンセンターだけですからね。そんな低いのは、15 p p mから20 p p mなら、メーカーとのコミュニケーションをすれば、恐らく乾式法でできるかもしれませんし、環境影響も問題ないと思います。

これは塩化水素とSOX、両方とも同じです。湿式法では、(10 p p mはもちろん) 5 p p mでも対応できると思いますが、将来にわたって何十年も使う施設で、毎年オーバーホールでお金をかけて、薬剤費も膨大にかけて、そこまでやるのかということです。市民の皆さんとのコミュニケーションをしながらコストと環境について検討したほうが良いと思います。

それから、もう1点ありまして、排水はクロズドか下水道放流とありますが、ここは下水道放流ができるんですか。できるのなら、基本的には下水道放流を基本として、「または」という言い方はあまりよくないと思います。つまり、クロズドにするということは、どこかで処理しなければいけないので、最終的に排水を蒸発させることもあります熱を使うので、下水道放流ができるのであれば、基本は下水道放流。

それと、生活排水についてはどうするのか、教えてください。

以上です。

【伊藤委員長】

お願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

まずは、排ガスの部分でございました。長期的にも費用がかかるのではないかという話と、あとは環境影響評価の方での検討について。それを踏まえて、さらなる御議論が必要ではないかといった御意見だったと思っております。その部分については、それを踏まえて御検討していく必要があるかと思っておりますので、その部分については引き続き御検討するという考えでいきたいと思っております。

それと、排水について、下水なのかクローズドなのかという話でした。当建設予定地については、下水について、市街化調整区域ではありますけれども、近くまで下水の本管については埋設されているということでもあります。その部分に向けて下水道は整備してまいりたいと思っておりますので、基本的には下水道放流ということを考えていきたいと思っております。

【柳井委員】

繋げていないけれども、近くに来ているので、そっちを基本としたいけれども、当面は併記しておくという。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。

【柳井委員】

わかりました。

【事務局（藤原施設課長）】

生活排水についても、下水に行くということになります。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ちょっと私から関連して確認させていただきたいんですけども、盛岡市さんのクリーンセンターの方での半乾式というのは、補助金の対象になっているのでしょうか。

【柳井委員】

半乾式というのは、減温塔タイプで、スラリーを噴霧しているというのではないのでしょうか。違いますか。これは、(洗煙設備がないので) 実際、乾式です。最近は、減温塔がないものもあります。

【事務局（藤原施設課長）】

補助金については確認させてください。

【伊藤委員長】

そうですか。わかりました。ちょっと調べていただければと思います。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

では、公害防止基準値については、ちょっと宿題が出ましたけれども、お認めいただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

どうしましょう。ここで一旦ちょっと休憩入れましょうか。では、1時間ぐらいになりましたので、ここで一旦休憩を入れたいと思います。10分でよろしいですか。では、3時10分に再開ということで、お願ひしたいと思います。

（ 休 憩 ）

④施設配置・動線に係る考え方について

【伊藤委員長】

すみません、ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、協議の方を再開させていただきたいと思います。

それでは、続きまして協議事項の④番、施設配置・動線に係る考え方について、事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料5、「施設配置・動線に係る考え方について」、御説明いたします。2ページを御覧ください。

初めに「1 配置や動線への条件を検討する目的」になります。本日の会議では、プラントメーカーへの見積設計図書の依頼に向け、施設配置・動線を提案するための「条件」を検討するほか、環境影響評価での方法書に掲載する施設配置図を検討することを目的といたします。

なお、施設配置及び動線図案に係る協議につきましては、9月頃に開催を予定している第6回委員会において検討を行う予定となっております。

次に3ページを御覧ください。「2 施設配置と動線に係る方針」になりますけれども、まず図面になります。国道46号と雫石川の間の着色したエリアを整備予定地として考えて

ございます。

「(1) 施設配置に係る方針について」ですが、①車両の搬入出は、敷地の北側からと考えます。②新ごみ焼却施設の配置は南東側とし、煙突は施設の東側と考えます。③盛岡市景観計画の河川景観保全地域のため、雫石川の土手から30m以上離して建築物を建築します。④電線付近は、クレーンの設置や操作の制限等があることから、施設はできるだけ東側に配置します。⑤敷地内通路や建物配置のない部分は、駐車場や広場などを設置します。以上が、施設配置に係る5つの方針となります。

次に、4ページをお願いします。「(2) 動線に係る方針」について、御説明いたします。①ごみ搬入車両と一般来場車両の動線は、安全対策上、完全分離とします。②計量は、搬入時と搬出事務局の2回を基本とします。③計量待ち車両による渋滞を発生させないように、敷地入口から計量棟までの待機長は、1時間当たり200台分確保すると。④構内周回道路は、残さ搬車両等10t車の走行を考慮して計画します。以上が、動線に係る4つの方針となります。

次に5ページを御覧ください。「3 環境影響評価の方法書に掲載する施設配置図案」になります。現在、本組合で事務を進めております環境影響評価において、方法書に施設配置図案を掲載する必要があることから、仮の配置図として、こちらの施設配置図案を掲載する予定としております。

なお、繰り返しになりますけれども、施設配置及び動線図案に係る協議は、第6回の検討委員会にて行う予定となっておりますので、本図案は現時点での想定というものになります。

「施設配置・動線に関する考え方について」に関する説明は以上となります。よろしく御願いいたします。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。ただいま施設の配置・動線に係る考え方について御説明いただきましたけれども、御提案で、新ごみ焼却施設、それから煙突の位置等を示していただきました。これについて、御意見・御質問ございましたら、御願いいたします。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

動線で、「ごみ搬入車両と一般来場車両の動線は、安全対策上、完全分離する」と、当然、クロスはないので、完全分離というのは、どのぐらいのイメージですか。

【事務局（藤原施設課長）】

完全分離ということで、おっしゃったようなクロスは、もちろん考えていないところで
す。完全分離として、5ページの上にあるループというか、道路の動線、この通路は、搬
入車両を考えた通路、道路というふうに考えております。一般車両といいますか、来場者
については、この図面で想定するということとすれば、「ごみ焼却施設」の部分と「多目的
広場・駐車場」と書いてある部分の上側の空きスペースというんですか、そこの部分に設
置するような形になろうかということで、いずれも錯綜しないような取り回しというこ
とでは考えていきたいと思っております。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この考え方についてお認めいただいたということで、次に進みたいと思いま
す。

⑤煙突の高さについて

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項の⑤番、「煙突の高さについて」、事務局の方から御説明
をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

それでは、資料6になります。煙突高の設定について、御説明いたします。2ページを
お願いします。

初めに「1 煙突高の設定」になりますが、煙突高の考え方について、御説明いたしま
す。一般的に、煙突高が高くなるほど生活環境への排ガスの影響は少なくなる傾向にあり
ますが、煙突を高く設定しすぎると、圧迫感のある目立った存在となることに加え、煙突
高を60m以上にした場合には、航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要が
あります。

また、資料の右下にあるダウンドラフト現象についてですけれども、排ガス等が付近の
建造物等によって発生する空気の渦に巻き込まれる現象で、大気中に広く拡散されるはず
の排ガスが、煙突周辺もしくは地表付近にとどまり、局地的に排ガス濃度を高める可能性
があります。なお、煙突高が施設の建物高さの1.5～2.5倍の場合は影響が少ないものとさ
れております。

次に、3 ページを御覧ください。こちらは、航空法の概要をまとめた資料になります。前述したとおり、煙突高を60m以上にした場合には、光で示す航空障害灯や色または光で示す昼間障害標識を設置する必要があります。

次に、4 ページを御覧ください。県内における既存施設での煙突高について、本県域を含む県内の既存施設における煙突高をまとめました。全14施設のうち、7施設が59mの煙突高を採用しており、60m以上の煙突高は、盛岡市クリーンセンターのみとなっております。また、全国事例では、60m未満の煙突高が全体の85%を占めており、そのうち59mの煙突高を採用しているのが、全体の約70%となっております。

次に5 ページを御覧ください。「2 煙突高の検討」になりますが、「(1) 評価方法」ですが、煙突高の検討に当たり、全国事例が最も多く、航空法の高さ制限にかからない「59m」と、盛岡市クリーンセンターの煙突高を参考とした「88m」の2ケースで検討することとして、次に示す評価項目で評価を考えています。

「1 周辺への排ガスの影響」、煙突からの物質拡散による周辺への影響度合いを評価します。「2 景観性」、煙突を高くした場合、周辺への圧迫感がある存在となる可能性があるため、圧迫感の度合いを評価します。「3 光害性」、60m以上の煙突の場合、航空法により、航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることから、光害による周囲への影響度合いを評価します。「4 経済性」、煙突の高さ、煙突を支える基礎部分の構造的強度、建物全体の構造計算、航空障害灯や昼間障害標識の設置有無など、経済性を評価します。

「5 事例数」、県内の事例数を評価いたします。以上の5つの評価項目で評価します。

6 ページを御覧ください。こちらは、煙突高の違いによるイメージ図になります。こちらのイメージ図を参考としながら、7 ページを御覧ください。

初めに、周辺への排ガスの影響は、煙突高を高くすることによって、物質が遠くへ拡散されるため、88mを「◎」、59mは「○」と評価しました。

景観性は、工場棟と一体で建設が可能であること、近隣への圧迫感が少ないことにより、59mを「◎」。88mは、荷重の影響が大きく、独立基礎となること。また、周辺地域への圧迫感が想定されるため、「△」と評価しました。

光害性は、航空法の制限を受けない59mは「◎」、一方の88mは、航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があるため、常時、光が点滅しており、周辺地域への光害の影響が出る可能性があることから、「△」と評価しました。

経済性は、工場棟と煙突を一体で建設できるため、建設費が抑制でき、航空法による設

備の設置は不要であることから、59mは「◎」。一方の88mは、独立基礎による建設費の増、航空障害灯や昼間障害標識の設置費用が必要のため、「△」と評価しました。

事例数では、60m未満の採用が全連続運転施設内のうち、11件中10件と多い59mを「◎」、88mは「△」と評価しました。

評価結果としましては、59mが「◎」評価4項目、「○」評価が1項目となり、88mは、「◎」評価1、「△」評価が4という評価となりました。

最後に8ページを御覧ください。煙突高の設定（案）になりますけれども、新ごみ焼却施設の煙突高は、周辺地域への圧迫感が和らぎ、かつ光害性のおそれがなく、経済性にも優れる「59m」を提案するものであります。

煙突高の設定についての御説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。ただいま、煙突の高さについて、幾つかの評価項目がありまして、それを総合的に見て、59mを御提案したいという御説明でしたけれども、これについて、御意見・御質問ございましたら、お願いします。

【梅村委員】

煙突高の検討の中の評価の項目については大体理解したんですが、その中で経済性ということであってあるんですけども、これの具体的な、例えば比較を、59mにした場合と88mにした場合、コストがどのくらい違ってくるのか。それから、一番大きいのは維持管理費かなと思うんですけども、これの年間維持管理費の検討した数値があれば、それぞれお示ししていただきたいと思います。

【事務局（藤原施設課長）】

今、その資料があるかと言われたら、すみません、ないわけでありまして。整備に当たっては、性能発注ということになってきますので――すみません、失礼しました。資料は今のところはなく、事柄のみでの比較ということで評価してございます。

【梅村委員】

私の知る範囲といいますか、知識の中では、例えば60mぐらいの煙突であれば、基礎の分はちょっと変わってくるかと思うんですけども、大体1基で2億とか3億とか、その90m近くになると、大体コスト的に3倍ぐらいかかるんじゃないかと。また、維持管理費については、もう10倍ぐらい違ってくるのではないかというような捉え方をしているんですけども、そこら辺の数字を、大まかで結構ですので提示していただければと思います。

お願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

梅村委員さんから今お話いただきました建物と一体でつくる場合と、煙突高が高い場合については、独立基礎が必要になってくるといった場合で、額が大きく違ってくるのは事務局でも認識はしているところですが、すみません、数字については、具体的などころについては、資料を持ち合わせておりませんので、調べた上でお示ししてまいりたいと思います。すみません、よろしく申し上げます。次回にお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

そうしますと、ここでは59mにするかどうかは、まだ決められないということでしょうか。では、そういうことで、宿題ということで、次回にまた改めて決めるということを進めたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。お願いします。

【下斗米委員】

現在の松園にある焼却施設、88m。あそこもだいぶ反対運動等があつて厳しいところに建てたと思うんですけども、何で400 tのところでは88mのものが、430 t、トン数が増えることによって低くなっちゃうんですか。出る量は増えるんじゃないですか。

それから、もう1つ、現在のクリーンセンターの場合には、多分、盛岡の地域は西風が強いんだと思うんです。松園の場合には、西風が吹いても山なんです。全部風下が。ところが、今度設置する場所は、西風が吹くと盛岡市内の真ん中に行くんですね。特に近くの住宅と1キロ、2キロのところ、1キロぐらいのところにはイオンがあるし、また青山町方面も3キロ、4キロぐらいのところには住宅がずっと広がっているし、それから盛岡駅にしても、4キロぐらいしか離れてないんですね。そういう意味からいくと、盛岡の地形から言って、風の流れとか強さとか、季節的な変化とか、そういったものは考慮したんでしょうか。

【伊藤委員長】

お願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

まずは、トン数が松園は400数トン、今回のところは430 tということで、松園のより煙突の高さが低いことについてどうかという御質問だったかと思いますが、恐らく松

園のクリーンセンターは、周辺に山がある関係上、地形的に平べったいではなくて、山があつたりもするので、その影響も考慮した上で高くしたのかなというふうに思います。

それと、新しいごみ焼却施設の部分での近くに住宅地とか、4キロ、5キロぐらいのところには盛岡駅があるとかということで、影響はどうなんだというお話でしたけれども、影響については、今後、環境影響評価の準備書という県条例に基づく手続を進めるわけですけれども、新しいごみ焼却施設に関して、その建設場所において、春夏秋冬、1年間、風の向きとか、その他環境に関する調査を行います。その上で、どのような影響があるかを見極めた上で設定というか、対策を考えていくというようなことで考えてございます。

【下斗米委員】

そうすると、高さを決めるのは、その後ということですよ。違いますか？

【事務局（藤原施設課長）】

最終的には、環境影響評価の手続を踏まえ、意見を踏まえ、決めていくような形になるかということで考えます。

【下斗米委員】

もう1つですけれども、ダウンドラフト現象と、ここにあるんですけれども、私はこの意味がわからないんですが、近ければ影響が大きいし、高ければ影響が限りなく少ないと言っているんで、低いより高いほうがいいんじゃないかなと、素人考えでは思うんですが、先ほども話したように、市内の方に流れていくというのは非常に気になるものですから、煙突の臭いは、悪臭は、どの程度だと言われても困るとは思うんですが、誰か嗅いだことがあるんですかね。何かそういった研究成果とかないんですか。悪臭とは言うけれども、車の排気ガスぐらいであれば、気持ちいいなぐらいのところはあるけど、ごみの焼却施設からの煙というのは、誰か嗅いだことがあるのか。あるいは、そういったものの研究データってあるのかどうか教えてください。

【事務局（森田環境部次長）】

的確な回答になるかどうかはちょっとわかりませんが、まず、私もクリーンセンターの煙突には上ったことがありまして、臭いがどうなのかというのは興味を持って経験したことがあるんですけれども、そのときには、特に臭いはしなかったです。

というのは、クリーンセンターから出ている白い煙のように見えるもの、あれは煙ということではなくて、いわゆる蒸気がメインになっているというふうなことであります。また、排出基準というものが法定されておりますし、そのほかに自主基準などで、今、環境

基準になどは、より厳しいものに設定している関係もありますので、したがって、通常の運転をしている限り、適正に維持管理がなされている限りにおいては、そういった臭気等は出ないというのが、これが施設の基本仕様となっているということでもあります。

【下斗米委員】

ほとんど臭いを感じないということですね。わかりました。ありがとうございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。前田委員、お願いします。

【前田副委員長】

煙突の高さのことで、意見というか、あれなんですけれども、なかなかやはり一般の感覚として、私も含めて、わかりにくいものだと思うんです。

年末年始に東北新幹線に乗ったんですが、関東に入ると、かなり新幹線の沿線にもごみ焼却施設が、かなり近いところに、住宅・工場密集地域の中に所在を確認できたんですが、そういうところの事例を含めながら説明していただいたほうが、一般的にはわかりやすいのかなという御意見でございます。

高さですとか処理能力と高さの関係は、先ほどパーセンテージの値って、これは県内の比較的小さい処理施設のものなので、先ほど下斗米委員の方からも御指摘がありましたけれども、大型の同等規模以上の施設の煙突がどうなっているのか、周囲の環境問題どうなのかということについて紹介していただくとわかりやすいかなと思いました。

【事務局（藤原施設課長）】

御意見ありがとうございます。次回の委員会で資料をお示ししたいと思います。よろしくお願いします。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【柳井委員】

関連にもなりますけれども、大概のところは、多分航空障害灯の関係もあって、高くすると色を、赤白をつけなければいけないという、赤白はどぎつくて、景観上非常に問題があるということもあるし、コストの面もあって、現行の排出基準に基づき拡散計算しても環境基準は十分下回るという結果になるので、59mの煙突をつくっているはずですよ。

それで、構成市町の中でも、このぐらいの煙突ありますよね。もちろんガス量は小さいですけども、その場合の周辺の大気環境は定期的に測定されているのではないですか。

もちろんみんな環境基準を下回っていると思います。大概のものは。よほど道路の近いところ以外は。もし構成市町で59m（煙突）から1kmとか2kmとかのデータがあるようなら、それも若干の安心感につながると思います。

それから、問題ないと思いますが、ダウンドラフトによる建物（工場棟）への影響です。煙突が建物の1.5倍か2倍以上必要と思いますが、構成市町で今特に支障はないでしょうね。

それから、大都市では煙突が高いのが結構多く、東京の豊島にある工場では400t/日程度で220mの煙突です。ただ、サンシャインが隣にあるので、サンシャインより下回ってはいけないというのがあったので、高い。そうではなくても100mぐらいが多いです。大都市ですと。そうすると、88mではまだ低いとかという意見もあるかもしれないので、最終的には、煙突高さを設定したら、それに応じて環境影響評価というか、拡散計算をして、寄与濃度がどのぐらいでどうかという検討をすることになると思います。

高さによって環境基準を守れないということはありませんが、どのぐらいになるか、寄与濃度が変わらなかった（又はわずか）ということ公表していくことになろうと思います。ただ、あまり低いと問題が生じる可能性があります。ですから、実際は、事務局説明のとおり、環境影響評価をやりながら、皆さんにご判断していただくということしかないと思います。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。事務局の方から何か。

【事務局（藤原施設課長）】

規模に対する煙突の高さですとか、その場所がどうなっているかというようなことについても調査して、資料にして、まとめて御提示したいと思います。

それと、煙突から出る周辺の環境のデータについても、県内の事例等を確認、調査、もしデータがあれば、それらも収集しまして、お示ししながら、見ていただいて、御議論していただくというふうに考えたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどコストの話も出てきましたので、そこは、今の現状で59mのところとか88mのところがあるということを我々の方で認識をして、こういうところ、こういう規模があるんだなど。それに基づいて実際の予測ですとか、それから都市部にあるところではどうい

状況なのかというのをデータとしてお示ししていただくということでお願いしたいと思えます。

ちなみに、環境影響評価の後に、この委員会はあるんでしたっけ。この委員会が終わった後に環境影響評価に入りますかね。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。

【伊藤委員長】

そうすると、環境影響評価の結果というのは、ちょっとここでは確認できない……。

【事務局（藤原施設課長）】

環境影響評価のスケジュールですけれども、方法書ですね。どのような方法で、どのような環境の影響が周辺に及ぶかという、どのような方法で調査するかということについて、2月に県条例に基づく手続を行う予定としております。次回の委員会については、この後説明がありますけれども、3月下旬を想定しております。その中で説明できるものがあれば説明していきたいと思えます。

【伊藤委員長】

では、環境影響評価を、図書とかを待たずに、その前段階で予測とかをしていただいて、それを我々の方で確認するというところでよろしいですか。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。

【伊藤委員長】

わかりました。では、そのように進めていただければと思えます。ほか、よろしいでしょうか。

【柳井委員】

ちょっと1つだけ。私が先ほど言ったのは、決めたら、そのとおりにアセスをやったらいいと言ったんですけれども、アセスの前提条件として、先ほども委員が言ったように、やはり59mでやるか88mでやるかというのは結構大きな話です。59mでも88mでもアセスはできるわけです。多分59mでやって、環境に対してどの程度かとなったときに、比較的低い寄与濃度になる。88mでやっても（寄与濃度は）出てくるわけです。先ほどの公害防止基準もありましたけれども、費用対効果とか、やはり住民の皆さんとのコミュニケーションをきちんとやって、どうなのかということですね。アセスを開始するとなれば、煙突

高さを設定することになります。現況調査が最初に入りますから、もう少し時間があるかもしれないので、しっかり議論したほうがいいと思います。

住民の皆さんの意見は、アセスかまたはパブコメが主なので微妙なスケジュールにはなりますが。

【伊藤委員長】

では、そのあたりの進め方についても、事務局の方でまた考えていただくということで、お願いしたいと思います。御意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほどは、盛岡市クリーンセンターの場合で、この高さにしたという根拠もきちんと科学的に、できるだけ示していただけると、我々も理解しやすいかと思しますので、それも含めてお願いしたいと思います。

それでは、煙突の高さの審議については、ここまでとさせていただきますと思います。

そうしますと、審議事項については以上となりますので、ここで議事の方は終了とさせていただきますと思います。御協力、どうもありがとうございました。進行の方は、事務局の方にお返しいたします。

4 その他

【事務局（菊池総務課長）】

ありがとうございました。続きまして、「4 その他」に入らせていただきます。事務局から、次回の開催について、お知らせがございます。

【事務局（中村主査）】

それでは、事務局の方から、次回の委員会の開催についてお知らせいたします。次回、第4回の委員会につきましては、先ほどちょっとお話が出ましたが、年度末のお忙しいところで大変恐縮ではございますけれども、3月下旬の開催を予定してございます。後日、委員の皆様には開催の御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、第4回の委員会の開催につきましては、組合のホームページ上でも情報を掲載してお知らせすることとなっております。以上でございます。

【事務局（菊池総務課長）】

ただいまのお知らせについて、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局からは以上でございますけれども、そのほか、委員の皆様から何かござい

ますでしょうか。よろしいでしょうか。梅村委員。

【梅村委員】

前回の委員会の中で、8市町の処分場の残さ状況について、どのぐらい容量があるのかということをお尋ねしたはずなんですけれども、その資料というのはできているのでしょうか。もしできていないのであれば、次回までに整理していただきたいと思うんですけれども。

【事務局（菊池総務課長）】

資料ということですが、ありますか。

【事務局（藤原施設課長）】

すみません、手持ちでは持ってきていましたので……。

【梅村委員】

資料として、委員の方にもお渡ししていただければと思いますので。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。後ほどお送りします。よろしくお願いいたします。

【事務局（菊池総務課長）】

あとは、委員の皆様からほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第3回盛岡広域環境組合施設整備検討委員会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。傍聴の皆様は、職員の誘導に従って退場いただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、報道の皆様で、事務局への取材を希望される方は、そのまま席でお待ちください。

以上でございます。ありがとうございました。

5 閉会